



島根県報

平成17年8月30日(火)
号外第84号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則

(会 計 課)

公布された条例等のあらまし

島根県会計規則の一部を改正する規則(規則第104号)

1 規則の概要

知事が指定する財産(不動産に限る。)の売払いについては、入札を執行する前に予定価格を公表することができることとした。(第62条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年8月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第104号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第62条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる入札については、当該入札を執行する前に予定価格を公表することができる。

(1) 知事が指定する建設工事に係る入札

(2) 知事が指定する財産(不動産に限る。)の売払いに係る入札

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

